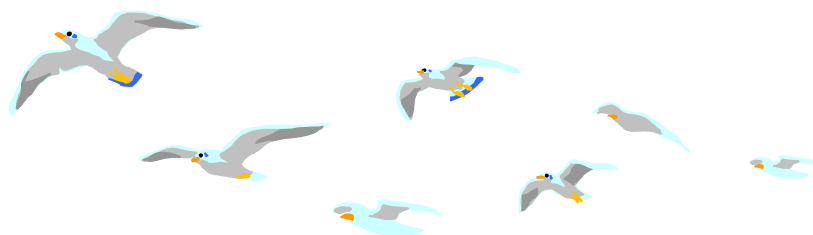


大船渡都市計画事業 大船渡駅周辺地区土地区画整理事業

土地区画整理審議会に関する説明資料



平成25年5月
大船渡市 災害復興局 土地利用課

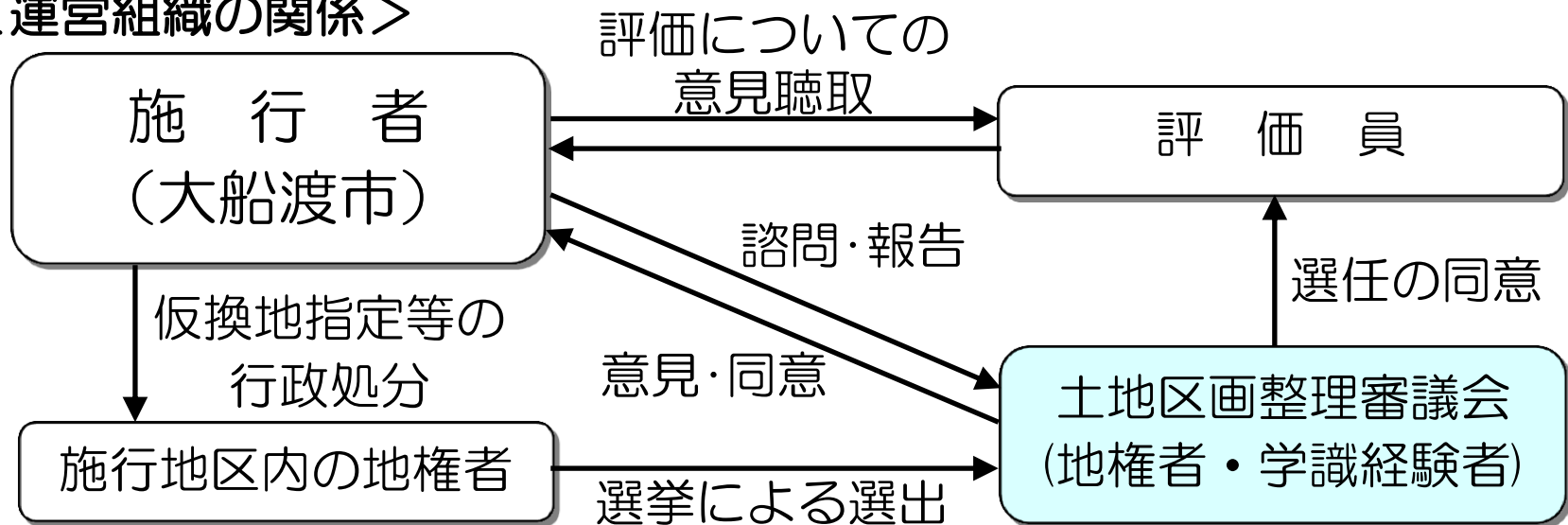
説明の内容

1. 土地区画整理審議会とは・・・・・・・・・・ 1
2. 審議会委員について・・・・・・・・・・ 2
3. 審議会の仕事（権限）について・・・・ 4
4. 審議会委員選挙のスケジュール・・・・ 5

1.土地区画整理審議会とは

大船渡駅周辺地区土地区画整理事業の施行地区内の土地所有者や借地権者の意見を換地計画などに反映させ、事業を適正に運営していくための諮問機関です。

<運営組織の関係>



2. 審議会委員について

●委員の構成

定数10人（土地区画整理法施行令18条）

- ◆土地所有者・借地権者のそれぞれのうちから選挙
- ◆学識経験者として市長が選任

選挙または選任によって選ばれる審議会委員の定数は、条例によって定められます。

●委員の任期

条例によって定められます。

2. 審議会委員について

登記されていない借地権者については、事業計画決定の公告の日（平成25年8月予定）以降に借地権の申告をしてください。申告のない場合は、立候補および投票ができません。

土地所有者であるとともに借地権者である人はそれぞれの選挙に投票できますが、被選挙人として立候補できるのはどちらか一方となります。

共有の場合、代表者選任届の提出により、代表者が立候補および投票できます。

3. 審議会の仕事（権限）について

審議会は、審議内容により、施行者が事業の実施に関し審議会の同意を得る事項と、審議会の意見を聴く事項とがあります。

審議会の同意を得る事項

1. 評価員の選任
2. 特別の宅地に関する措置
ほか

審議会の意見を聴く事項

1. 換地計画の作成・変更
2. 換地計画についての意見書の
内容の審査
3. 仮換地の指定
ほか

4. 審議会委員選挙のスケジュール（予定）

